

2016年10月18日

ネクスト経済産業大臣

田嶋 要 殿

日本化学エネルギー産業労働組合連合会

石油部会執行委員長 重藤 匡

要 請 書

石油は、我が国の経済活動と国民生活を支える上で必要不可欠なエネルギーであり、環境にも配慮した安価で良質な石油製品の安定供給が石油産業における使命です。

経済産業省総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会（以下、分科会）においては、2014年の「エネルギー基本計画」を基に、政策の基本的な考え方を整理しつつ、その成果と現状を整理して今後の方向性をまとめた「報告書」を昨年7月に公表しました。その後、エネルギー需給の緩和と油価の下落等による事業環境変化に対応した政策課題を整理するため、本年2月から分科会での議論を再開しています。

石油産業においては、原油価格の低迷、国内製品需要の構造的減少、高度化法の新たな判断基準への対応など、取り巻く環境が変化し一層厳しさが増えています。このような中、石油・天然ガス開発事業においては、企業収益が大幅に減少し、探鉱・開発活動が停滞する恐れも出る中で、開発コストの削減に最大限努力しています。また、石油精製事業においては、製油所間・石化工場との連携強化、経営統合に合意した会社の事業体制の検討、それらに伴う供給体制の検討などが進められています。

石油政策の方向性としては、官民一体での上流権益獲得および国の政策による開発・生産支援、供給源多角化、備蓄および震災時の危機管理強化、平時を含めた全国供給網を維持するための経営基盤の強化に向けた取り組みが必要とされていると認識しています。

私たち日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC連合）石油部会は、石油等に関する政策課題として、次の4点を着実に実行することが重要であると考えています。

- ①石油サプライチェーンの維持および総合エネルギー産業化への対応による石油産業に働く労働者の雇用の維持・創出、生活基盤の維持・確保に向けた支援
- ②自主開発比率引き上げ推進への支援、石油開発税制優遇措置の本則化
- ③石油石炭税還付制度の延長、自動車燃料の税負担の公平化、Tax on Tax 排除
- ④製油所の生産性向上・強靱化、自然災害対策への支援

以上の視点に立って、政策課題として別紙に要請事項をまとめました。平成29年度の税制改正及び予算編成並びに今後の政策遂行において、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

I.平成29年度 石油産業政策 改正要望事項（重要事項）

1. 課税済み原油等から精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の延長

平成26年度に導入された「非製品ガス」に係る石油石炭税の還付制度は、平成29年3月末で適用期限を迎えます。今後も石油製品需要の減少傾向は継続することが見込まれる中、事業再編等の経営基盤強化が求められていることから、還付制度適用期限の延長を求めます。

2. 地球温暖化対策税の森林吸収源対策に係る財源確保としての税収転用などの使途拡大に反対

地球温暖化対策税は化石燃料からのCO2排出抑制のために使用され、他には流用しないことで国民や産業界の理解を得て導入されたものであり、同税の森林吸収源対策に係る財源確保としての流用に反対します。

3. ガソリン税・軽油引取り税の本則税率上乗せ分の廃止を含む石油諸税の抜本的見直し、自動車用燃料の税負担の公平化

道路整備に必要な財源を確保するために暫定税率として本則税率に上乗せされた分は、平成21年のガソリン税等の一般財源化により、課税根拠を喪失していることから、ガソリン税・軽油引取り税の本則上乗せ分の廃止を含む石油諸税の抜本的見直しを求めます。

また、自動車燃料間の公平な税負担の観点から、課税対象となっていないCNG（圧縮天然ガス）車への燃料課税を求めます。

4. Tax on Taxの排除

ガソリン税等の一般財源化により、消費税と石油諸税との調整できない理由はすでに解消しています。また、消費者負担の軽減の観点からも、消費税と石油諸税の適切な調整措置、即ちTax on Taxの排除を求めます。

5. 石油産業の強靱化に係る税制、支援等の継続・強化

- (1) 原油価格の低迷が続いており、上流開発企業の利益は大幅に減少しています。自主開発比率の向上に向け、中期的な観点から石油・天然ガスの権益獲得や供給源の多角化の促進に必要な石油天然ガス・金属鉱物資源機構によるリスクマネー供給や開発資金の供給制度の強化を求めます。

- (2) 国内石油・天然ガス資源開発は、技術開発や人材確保を通じて国内外の開発を推進する上での基盤形成の場として重要であり、その促進を求めます。
- (3) 石油開発に係る税制優遇措置（減耗控除制度、海外投資等損失準備金制度）は、安定供給および開発促進に不可欠な制度であることから、本則化を求めます。
- (4) 製油所等の生産性向上に向けて、精製設備の改造やコンビナート内の製油所間・石油化学工場との連携強化による設備最適化等に対する補助等の支援策の継続・強化を求めます。
- (5) 石油精製事業等における事業再編や総合エネルギー産業化に向けた他事業分野への参入強化にあたり、最適な事業形態を選択可能とする観点から、LLP（有限責任事業組合）に対する有形固定資産等の簿価譲渡を認める措置を求めます。
- (6) 製油所設備の耐震・液状化の対策、入出荷設備の増強対策等、製油所設備等の強靱化・出荷機能の強化への支援策の継続・強化を求めます。
- (7) 石油のノーブルユース、超重質油処理等の原料の多角化、省エネおよびIoT技術活用などによる生産性向上、稼働信頼性向上に向けた支援策の継続・拡充を求めます。

6. 「高度化法の第2次告示」、「長期エネルギー需給見通し」を踏まえた政策について

- (1) 平成28年度末を最終目標達成期限とする「高度化法の第2次告示」への対応（設備最適化措置、事業再編の方針）については、石油業界および個別企業の意見を十分に踏まえ、供給確保への影響も十分に考慮した判断とすることを求めます。
- (2) 「長期エネルギー需給見通し」における2030年度の一次エネルギー供給構造の石油比率は、30%程度へと低減する見通しとなっていますが、災害時を含む国内エネルギー供給網の強靱化に向けては、石油サプライチェーンを健全に維持し、雇用を確保していくために「石油火力」の平時からの一定稼働を可能とする政策を求めます。

以上

II.平成29年度 石油産業政策 改正要望事項

1. 石油産業の競争力強化、企業の強靱な事業基盤の確立

<石油・天然ガス開発>

(1) 産油国や他の多消費国とも連携した資源外交の一層の推進

- ◆ 海外における自主開発原油・天然ガスの引取量の拡大は、我が国におけるエネルギーの安全保障確立の観点から極めて重要な国のエネルギー戦略です。その取り組みにあたっては、民間企業の自助努力と併せ、政府や石油天然ガス・金属鉱物資源機構による資源産出国との積極的な外交など、支援策の一層の推進を求めます。

<精製・元売>

(2) 石油製品の輸出拡大に資する措置の実施

- ◆ 石油製品の輸出拡大は、国内の需要減少が続く環境下において、拡大する海外市場に対応し、既存設備を有効活用する手段として有効です。国際競争力の強化と並行し、石油製品の輸出拡大に資する措置を順次実施していくことを求めます。
- ◆ 我が国の石油精製業は、現在、新興国を中心とする石油製品需要の拡大や、サルファーフリーガソリン・軽油（規制により硫黄分を10ppm以下に抑えたガソリン・軽油）といった環境対策面で進んだ規格を有しており、これらの強みを生かした輸出インフラや制度が必要と考えます。

(3) 大規模自然災害発生に備えた石油製品備蓄の充実および非常時にも対応できる精製能力確保

- ◆ 東日本大震災の教訓を踏まえ、震災への備えとして既存の石油製品の備蓄量を積み増しすることや、製品の供給体制整備を求めます。
- ◆ 石油備蓄は、石油資源の乏しい日本において、外的要因等により原油や石油製品の輸入が滞った場合のエネルギー確保を想定しています。また、国内における大規模災害発生時には、即時に輸送、暖房等のライフライン向けを優先に、それぞれのニーズに合った油種の供給が求められます。
- ◆ 国内の石油精製能力は、石油製品の国内需要減を背景に、エネルギー供給構造高度化法2次告示への対応を求められており、加えて更なる石油製品供給や物流の効率化による競争力の強化を目指して、出光興産と昭和シェル石油、JXホールディングスと東燃ゼネラルが、それぞれ経営統合に向けた基本合意が締結されています。そのような中で、大規模災害発生時に一部の精製拠点が停止した場合を見越して、一定規模の精製能力が必要となると考えます。

(4) 民間備蓄制度に関する借入金の負担軽減措置等の支援策の実施

- ◆ 新しい「エネルギー基本計画」において「産油国共同備蓄」を「第三の備蓄」として位置づけたことを受け、国家備蓄・民間備蓄・産油国共同備蓄それぞれの特性を生かすべく、国家と民間の負担の見直し等の側面的な支援を求めます。

- ◆ 石油備蓄は、不測の事態が生じた場合においても、原油や石油製品の安定的な供給を確保し、国民生活に著しい混乱が生じるのを回避することを目的としており、我が国にとって欠くことのできないものと考えます。

(5) 農林漁業用A重油に係る石油石炭税還付制度の適用期限の延長

- ◆ 農林漁業用国産A重油の安定供給および第1次産業である農林漁業経営の安定を図り農林水産物の供給の安定化や国際競争力を確保する観点および農林漁業用輸入A重油との税負担の公平性確保の観点から、本還付制度の適用期限の延長を求めます。
- ◆ 同様の観点で、農林漁業用軽油に係る地球温暖化対策税還付制度についても、適用期限の延長を求めます。
- ◆ 農林漁業用A重油のうち輸入品については石油石炭税の免税措置が講じられていますが、原油を処理して生産される国産品については原油段階で石油石炭税が課されていることから、輸入品との間で税負担の不均衡が生じてしまいます。

<石油化学>

(6) 石油化学用国産ナフサに係る石油石炭税還付制度の本則非課税化

- ◆ 平成24年度税制改正大綱の租税特別措置において、従来から2年とされていた石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、「当分の間の措置とする」と明記されました。私たちが要望してきた目標に着実に近づいたものと理解するものの、基本的には本則非課税化を求めます。

(7) 石油精製工程で生産される石油化学用軽質炭化水素(C₃・C₄等)に係る石油石炭税還付制度の創設

- ◆ 今後、石油化学原料としての使用の増加が見込まれるC₃・C₄等の軽質炭化水素等については、石油石炭税が課された原油を処理して生産される国産品と、石油化学用として石油石炭税が免税された輸入ナフサ等から生産されるものとの間で税負担の違いが生じていることから、石油化学用国産ナフサ等に係る扱いと同様に石油石炭税の還付制度の創設を求めます。

<LPガス>

(8) 調達セキュリティの確保(輸入国の多様化・分散化)と早期の備蓄体制の確立

- ◆ 輸入の約8割を中東諸国に依存しており、輸入ソースの多様化・分散化によるセキュリティの確保と、国家備蓄を中心とした備蓄体制の早期確立を求めます。

<物流>

(9) 輸送・流通基盤の整備と設備投資等に対する助成策の実施

- ◆ 石油製品は、内航タンカー、タンクローリー、タンク車(鉄道)およびパイプラインといった多様な輸送手段により、油槽所や給油所(SS)を経由して消費者に届けられており、タンクローリーと内航タンカーで輸送量全体の大半を占めています。近年は元売間の製品相互融通(バーター)が活発化しているなどの要因からタンカーの長距離輸送が減少し、タンクローリー輸送のウエイトが高くなる傾向にあります。

- ◆ 石油の安定供給のための輸送・流通基盤の整備と設備投資等に対する助成策の実施を求めます。

<販売>

(10) SSの転廃業や石油販売事業の効率化・多角化等への支援策の実施

- ◆ SS等販売業者は、販売業者間又は異業種の事業者との事業提携や事業の再構築などの経営努力により、当面の課題として、競争力のある効率的な経営体質を構築することが求められています。こうしたSSなど販売部門の構造改革や地域社会のエネルギー拠点としての存続を円滑に進めるためには、販売業者に対する国の支援がより一層必要不可欠となっています。
- ◆ 併せて、SSにおける合理化・効率化は、即、従業員の雇用問題に直結することが予測されることから、雇用安定法に基づく各種支援措置の適用等、関係官庁とも連携した円滑な対応を求めます。

(11) SSにおける環境保全対策への支援策の実施

- ◆ SS経営においては、石油製品の販売数量の減少に伴い、厳しい経営環境下にあります。近年実施されている二重殻地下タンクへの入れ替え支援策等、環境保全の各種構造改善支援策について、継続的な対応を求めます。併せて、近年はクリーンエネルギー自動車や省エネルギー型の大型車も増えている現状から、こうした自動車にも対応できる供給体制（SS）への追加的な支援も必要です。

(12) 不当販売や不合理な差別対価の排除、ガソリン流通市場の公正な環境整備に向けた、公正取引委員会の監視強化

- ◆ 石油販売分野において、市場メカニズムが適正に機能するためには、卸価格の格差是正や公正かつ透明な競争環境の整備とともに、個々の取引においても公正さが確保される市場形成が必要です。特に近年は、ガソリンの流通市場における公正な競争の確保について、監視の目が向けられています。
- ◆ 公正な取引を確保する観点から、独占禁止法に違反する行為などに対する公正取引委員会など関係機関の取り組みの維持・強化と品質確保の取り組みを求めます。

(13) 「災害対応中核SS」整備事業等の継続、拡充とSS過疎対策

- ◆ SSは比較的消費者の近くに在り、地域社会に密着した販売活動を展開しています。SSの持つ機能・設備を活かした災害支援および販売業者の地域貢献活動を支えるために、災害対応中核SSの整備事業（①災害による停電時にも給油可能な自家発電設備や通信機器、②大型化の導入・設置）およびリスク対応能力の強化と拡充、石油製品流通網の維持強化事業、SS過疎地等の支援制度（地域の分散型エネルギー供給拠点整備事業）拡充を引き続き求めます。
- ◆ 市町村にSSが3カ所以内しかない、所謂「SS過疎」の数は年々増加しています。過去3年間も毎年約6～7%の割合で過疎地域の数が増えています。現在、資源エネルギー庁をはじめ総務省消防庁は、このSS過疎を巡る対策に乗り出しています。地域社会の中で十分機能するSS過疎への取り組み強化を求めます。

2. 経済と社会の再生・創造を優先した現実的な地球温暖化問題への対応

(14) 革新的次世代エネルギーの普及促進のための政策支援を求めます。

- ◆ F I T（固定価格買取制度）により、次世代エネルギー普及促進のための政策が導入されたが、家庭電気料金高騰などの問題も内包しており、将来に亘り安定的な普及促進のための政策や性能向上のための技術開発への政策支援の継続を求めます。

（※）次世代エネルギーとは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを指す。現在、政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。

(15) 自動車燃料として使用するバイオETBEに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長、バイオETBEの原料として使用するバイオエタノール輸入関税の無税化制度の創設

- ◆ 平成22年6月のエネルギー基本計画では、「バイオ燃料については、LCA（ライフサイクルアセスメント）での温室効果ガス削減効果等の持続可能性基準を踏まえ、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。」とし、「エネルギー供給構造高度化法」に基づく判断基準により、石油各社は、バイオエタノールを2011年度から段階的に導入量を増やし、2017年度までに82万kl（原油換算で50万kl）まで導入することが義務づけられました。

- ◆ 石油業界では、バイオガソリン（従来のガソリン+バイオETBE）の導入にあたっては、大気環境に悪影響を及ぼさないこと、車の安全性や実用機能を損なわないことに鑑み、バイオETBE（*注）を配合したガソリンの導入を進めています。

*注-バイオETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）とは、バイオエタノールと石油系ガスであるイソブテンを合成して製造される物質です。ETBEは水分や蒸気圧の管理が必要なエタノールよりも、ガソリンになじんだ性質を持っており、ガソリンに7%程度まで混合しても自動車の性能に影響がないことが確認されています。

- ◆ バイオETBEの生産には、経済性を追求しつつ、十分な数量のバイオエタノールを確保できることが必要となり、我が国においては、こうした製造設備への更なる投資が図られていない実態から、当面は輸入促進に向けた環境整備を図ることが必要となります。

- ◆ このような観点から、ガソリンにバイオエタノールを原料として生産されたバイオETBEを混合利用するにあたっては、バイオエタノール及びバイオETBEに十分な経済性を持たせることが重要なことから、以下の2点について対応を求めます。

- ① 自動車燃料として使用するバイオETBEに係る輸入関税無税制度の適用期限の延長

- ② バイオETBEの原料として使用するバイオエタノール輸入関税の無税化制度の創設

(16) バイオエタノール相当分のガソリン税免税措置制度の恒久化

- ◆ 地球温暖化対策として導入するバイオETBEをガソリンに配合した場合、バイオETBEに含まれるバイオエタノール相当分についてはガソリン税の免税が措置されることになりましたが、2018年3月31日までの時限的措置であるため、長期的にバイオ燃料の導入拡大や開発を進めるインセンティブを削ぐことになっているため、制度の恒久化を求めます。

3. 石油各社・各事業所における競争力強化と安全対策の推進

(17) 競争力強化に向けた支援

- ◆ 日本再興戦略に基づき制定・施行された産業競争力強化法により、石油産業の国際競争力を高めることを目的に、経営統合や事業統合が進められている状況を踏まえ、税制優遇措置だけでなく、自主保安の促進を前提とした保安規制の緩和を求めます。

(18) 設備等の老朽化および安全教育に対する支援・助成策の実施

- ◆ 石油コンビナートなどの国際競争力を高めるための基盤は安全操業の継続であり、石油コンビナート各社・各事業所に対して、以下の2点を要望します。
- ① 設備や配管の腐食など老朽化・劣化対策の積極的な推進に対する支援
 - ② 保安・応急体制の再確認を始めとする安全教育の徹底に関する助成

以上